

「保険料の還付金があります！」との電話で 177 万円被害発生！

事 例

名寄市職員を名乗る男性から「保険料の還付金のハガキが届いていないか。」「簡単な手続きでATMでできる。」と60代女性に電話がかかってきた。女性は電話の指示通りに商業施設のATMで他人名義の口座に2回に渡り177万円を振り込んだ。その後、還付金が振り込まれていないことに気が付き警察署に相談した。



(12 月 24 日名寄警察署公表)

アドバイス

- 公的機関の職員を名乗り「保険料の払い戻しがある」「還付金がある」などと言って ATM へ誘導したり、個人情報聞き出そうとする事例が発生しています。
- 「手続きのために、ATM へ行ってください」などと急がされ、相手の指示に従って ATM を操作すると、他人の口座へお金を振り込んでしまいます。
- 携帯電話で通話しながら ATM を操作している人を見かけたら、還付金詐欺に巻き込まれているかもしれません。
- 事例のような電話が掛かってきたときは、詐欺を疑いましょう。すぐに電話を切って名寄警察署(01654-2-0110)または、消費生活センターに相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄地区広域消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日・土・日・祝日・年末年始

